

居宅介護支援事業所の特定事業所加算の要件について（基本事項）

【趣旨】

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

【基本的取扱方針】

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となります。

《特定事業所加算 A の要件》

- ・同一法人が運営する特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得している居宅介護支援事業所が千葉市内にある場合に算定することが可能。

《人員配置の要件》

要件	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（A）
（1-1）主任介護支援専門員 2 名以上（常勤専従）	○			
（1-2）主任介護支援専門員 1 名以上（常勤専従）		○	○	○
（2-1）介護支援専門員 3 名以上（常勤専従）	○	○		
（2-2）介護支援専門員 2 名以上（常勤専従）			○	
（2-3）介護支援専門員 1 名及び常勤換算方法で 1 以上				○

- ・常勤専従の主任介護支援専門員は、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務することができます。
- ・常勤専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。

（例）加算Ⅰ：主任介護支援専門員 2 名以上＋介護支援専門員 3 名以上の合計 5 名以上を常勤専従で配置が必要

加算 A：主任介護支援専門員 1 名以上＋介護支援専門員 1 名以上を常勤専従で配置、介護支援専門員を常勤換算方法で 1 以上の合計 3 名の配置が必要

《その他》

- ・本加算を取得した事業所は、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、利用者に対し積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示し、その内容が理解できるように説明を行うことが必要です。
- ・本加算を取得した事業所は、毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・特定事業所加算を取得している事業所は、研修計画の作成や実務研修実習受入協力事業所の登録を年度ごとに行うこと。
- ・そのほかの要件については、「老企第 36 号 第 3 の 14」を参照すること